

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決  
 特定社労士をしながら、さいたま地裁の労働審判員として、多くの労働審判に携わった。(元労働審判員)

河原社会保険労務士事務所 河原 清市

埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554

メールアドレス [kawahara@kawahara-sr.com](mailto:kawahara@kawahara-sr.com) ホームページ [kawahara-sr.com/](http://kawahara-sr.com/)



## 年次有給休暇の表の使い方と群馬労働局の事例

### 週2日のパート労働者の年次有給中の賃金はいくらになりますか。送検について

業種、業態にかかわらず、また、正社員、パートタイム労働者などの区分なく、一定の要件を満たした全ての労働者に対して、年次有給休暇を与えなければなりません

これが、労働基準法第39条に述べられている条文です。

そこで、埼玉県のあるスーパーで週2日勤務をしているパートのAさんがいます。勤務開始から6か月後に勤務状態を見ますと、出勤率が80%以上でした。そこで、スーパーの副店長は年次有給休暇をパートのAさんに表(2)により、その後1年間に3日間の年次有給休暇をそのパートに与えなければなりません。

そこで、年次有給休暇を取得したときに、パートのAさんにいくら支払えばよいか問題になります。

#### (1) 通常の労働者の年次有給休暇の付与日数

継続勤務年数(年)	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
付与日数(日)	10	11	12	14	16	18	20

#### (2) 週所定労働日数が4日以下かつ週所定労働時間が30時間未満の労働者の付与日数

	週所定労働日数	1年間の所定労働日数*	継続勤務年数(年)						
			0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
付与日数(日)	4日	169日~216日	7	8	9	10	12	13	15
	3日	121日~168日	5	6	6	8	9	10	11
	2日	73日~120日	3	4	4	5	6	6	7
	1日	48日~72日	1	2	2	2	3	3	3

※週以外の期間によって労働日数が定められている場合

日	月	火	水	木	金	土
8時間		3時間				

条件として、① 時給を1200円とします ②7月に、8時間労働4日間、3時間労働4日間  
 8月、8時間労働5日間、3時間労働4日間  
 9月、8時間労働4日間、3時間労働5日間

③ 賃金は7月が4日×8時間×1200円+4日×3時間×1200円=52,800円

8月が5日×8時間×1200円+4日×3時間×1200円=62,400円

9月が4日×8時間×1200円+5日×3時間×1200円=56,400円

3か月間の賃金総額は171,600円になります。

問題 10月5日の日曜日に年次有給を取った場合と10月7日の火曜日に取った場合は金額はどのようになりますかということが考えられます。

次に、取得時における賃金の計算が問題になります。

主な年休時の賃金の支払い方（労基法39条の7項（日額制なので））には2通りあります。

1つは所定労働時間労働をした場合に支払われる通常の賃金を支払うやり方です

労働者が、10月7日（火）年休を取るとすると、3時間分の賃金3,600円を支払うことになります。また、10月5日（日）に年休を取るとすると、8時間分の賃金9,600円を支払うことになります。このようなやり方だと、所定労働時間が多い日、例えば日曜日に年休を取得する人が集中する事態が生じます。人員の平準化については難があります。

2つ目は、平均賃金で支給するやり方（労基法12条）です。

①7月、8月、9月の3か月の賃金合計171,600円を3か月の暦日数92日（31+31+30=92）で割ります。つまり平均賃金は、 $\frac{171,600 \text{円}}{92 \text{日}} = 1,865.2 = 1,866 \text{円}$  となります。

②日額制や時間給制の場合、3か月間の賃金合計を実際に働いた日数で割ったものの60%つまり $\frac{171,600 \text{円}}{8+9+9} \times 0.6 = 6,600 \times 0.6 = 3,960 \text{円}$ が平均賃金となります。

その上で、①と②のどちらか高い金額の方が本当の平均賃金になります。この場合は3,960円になります。つまり10月3日（火）に年休と取っても10月5日（日）に年休を取っても、賃金3,960円を支給することになりました。このようにすれば、本来ならば火曜日に働くと3,600円支給されますが、年休を取得することによって、3,960円支給されます。

(2)の1年間の所定労働日数の表は、週によって2日勤務日があるとか、次の週は3日あるとかの場合に使います。

## 群馬労働局のホームページを閲覧中に以下の案件を見つけました。

群馬労働局

企業・事業場名称所在地 公表日 違反法条 事案概要その他参考事項 最終更新日：令和7年2月28日

①（株）手なおし屋群馬県伊勢崎市 公表日 R7.2.27

違反条文 最低賃金法第4条 労働者1名の2か月分の定期賃金を各月の所定支払期日に支払わなかったもの R7.2.27送検

②（株）CRB群馬県伊勢崎市 公表日 R7.2.27 違反条文 最低賃金法第4条

労働者1名の1か月分の定期賃金を所定支払期日に支払わなかったもの R7.2.27送検

③（株）Blooming群馬県伊勢崎市 公表日 R7.2.27 違反条文 最低賃金法第4条

労働者2名の2か月分の定期賃金を所定支払期日に支払わず、また、労働者1名については、3か月分の賃金を各月の所定支払期日に支払わなかったもの R7.2.27送検

①の企業には以下のような是正勧告が出されていたと考えられます

しかし、その企業は是正勧告を出されたにもかかわらず、改善をしなかったと思われます。そこで、労基署は、①の会社を送検したことになったのです。

是正勧告書

令和 年 月 日

株式会社 A  
代表取締役 B 殿

P 労働基準監督署  
労働基準監督官 R 印

貴事業場における下記労働基準法、最低賃金法、労働安全法違反については、それぞれの所定期日までの是正の上、遅滞なく報告をするよう勧告をします。

なお、法条項に係る法違反（罰則のないものを除く。）については、所定期日までに是正しない場合または当該期日前であっても当該法違反を原因として労働災害が発生した場合には、事案の内容に応じ、送検手続をすることがあります。

法条項等	違反事項	是正期日
最賃法第4条 第1項	最低賃金の適用を受ける労働者に対して、その最低賃金額以上の賃金を支払っていない。	令和 . . .
受領年月日 受領者職氏名	令和 年 月 日 代表取締役 B	

注意 1. 労働安全衛生法等関係法令違反を原因として、労働災害を発生させた場合には、是正期日前であっても、労働者災害補償保険法に基づき特別に費用を徴収することがあります。  
2. この勧告書は3年間保存してください。

**(最低賃金の効力)**

**第4条** 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

**第40条** 第4条第1項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、50万円以下の罰金に処する。  
となる。

ちなみに参考として、労基法24条と120条を掲載する。

**労基法第24条**

**(賃金の支払)**

**第24条** 賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。ただし、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は厚生労働省令で定める賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場合においては、通貨以外のもので支払い、また、法令に別

段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。

② 賃金は、毎月一回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。ただし、臨時に支払われる賃金、賞与その他これに準ずるもので厚生労働省令で定める賃金（第八十九条において「臨時の賃金等」という。）については、この限りでない。

**第 120 条** 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

一 第 14 条、第 15 条第 1 項若しくは第 3 項、第 18 条第 7 項、第 22 条第 1 項から第 3 項まで、第 23 条から第 27 条まで、第 32 条の 2 第 2 項（第 32 条の 3 第 4 項、第 32 条の 4 第 4 項及び第 32 条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。）、第 32 条の 5 第 2 項、第 33 条第 1 項ただし書、第 38 条の 2 第 3 項（第 38 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）、第 39 条第 7 項、第 57 条から第 59 条まで、第 64 条、第 68 条、第 89 条、第 90 条第 1 項、第 91 条、第 95 条第 1 項若しくは第 2 項、第 96 条の 2 第 1 項、第 105 条（第 100 条第 3 項において準用する場合を含む。）又は第 106 条から第 109 条までの規定に違反した者